

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X5150-3	汎用情報配線設備—第3部:産業用施設	Information technology – Generic cabling for customer premises – Part 3:Industrial premises	情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、情報配線設備に関する国際規格体系に変更があり、新しい国際規格体系では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系となった。一つの規格体系とすることによって、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。 対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備—第1部:一般要件)及びJIS X 5150-2(汎用情報配線設備—第2部:オフィス施設)としてJIS化されているが、利用者から標準化を強く求められている“産業用施設”について、対応国際規格であるISO/IEC 11801-3及びそのAmendment1: 2021を基に、新たにJISを制定する必要がある。また、規格名称の主要素を“構内情報配線システム”から“汎用情報配線設備”に改める必要がある。	この規格を制定することによって、一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことが可能となり、ネットワークの相互接続への対応を容易にできるとともに、最新のアプリケーションだけでなく、開発中のアプリケーションを含めた要求に対応が可能となることが期待できる。また、システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となることが期待でき、システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となる。また、海外市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義、略語及び記号 4 適合性 5 汎用配線設備の構造 6 チャネル性能要件 7 リンク性能要件 8 基本設計 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コード 12 附属書A(規定)産業用配線システム 13 附属書B(規定)追加の基本設計	なし	ISO/IEC 11801-3:2017, Amendment 1:2021	IDT	第2条の該当号: 1(構造、性能) 対象事項: 汎用情報配線設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年10月
JSA	07 情報	制定	X5153	エンドーエンド(E2E)リンク、モジュラプラグ終端リンク(MPTL)及びダイレクトアタッチ配線設備の測定	Information technology – Implementation and operation of customer premises – Part 4: Measurement of end-to-end (E2E) links, modular plug terminated links (MPTLs) and direct attach cabling	無線LANの急速な普及に伴って、エンドーエンドリンク、モジュラプラグ終端リンク(MPTL)、ダイレクトアタッチ配線設備などの配線構成は増加傾向にあるが、今後、産業用施設内におけるIoTネットワークの普及によって、この増加ペースが加速することが予想されている。このような状況のもと、国際の間では、汎用情報配線設備に対してJIS X 5150-1(汎用情報配線設備—第1部:一般要件)で規定されている構造化配線(チャンネル及びパーマナントリンク)以外の上記の配線構成で施工された配線設備の測定について、ISO/IEC 14763-4として規定されており、2021年に第2版が発行されている。 これらの配線構成での施工が日本国内においても行われているが、これらの配線構成の測定に対応する規格が存在しておらず、施工業者によって異なる測定(MPTL配線構成をチャンネルで測定するなど)が行われる原因となっており、異なる測定方法を用いると、同じ配線設備を測定しても、得られる測定結果が異なることになり、施工品質を保證する上で問題が起きる可能性が指摘されている。 このため、汎用情報配線設備が適切に運用されるためにも、ISO/IEC 14763-4:2021を基に配線構成を測定する規格を早急にJISとして制定する必要がある。	この規格を制定することによって、正確な品質の検証が可能となるとともに、異なる施工業者が施工、試験しても、測定方法が規定されることによって、同一手順の試験を行うことが可能となる。また、設計者(発注者)は、仕様書に配線構成及び試験規格を記載することで、必要な配線性能を明示することが可能となる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義並びに略語 4 適合性 5 E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の伝送性能 6 E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の伝送規格値 7 E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の基準面 8 試験 9 試験ヘッド要件 10 附属書B(規定) E2Eリンク、MPTL及びダイレクトアタッチ配線設備の基準性能試験体系及び施工性能試験体系	—	ISO/IEC 14763-4:2021	IDT	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: エンドーエンド(E2E)リンク、モジュラプラグ終端リンク(MPTL)及びダイレクトアタッチ配線設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X0308	国際標準レコーディングコード (ISRC)	International Standard Recording Code (ISRC)	この規格は、個々のレコーディングを一義的に識別するための標準コードについて規定したものである。CD、ビデオ、インターネット配信、放送などの多岐にわたる媒体で利用され、音楽レコーディングの流通及び著作権処理を円滑にするための識別子である国際標準レコーディングコード (ISRC) の構成及びその付与の方法を規定している。しかし、ISRC はその普及に伴い、国ごとに枠の固定された従来の方式では識別子空間が足りなくなる恐れが生じており、また、より柔軟性が高く、かつ、正確性も担保できる付与方式が望まれるようになってきていた。これに応じるため、対応国際規格であるISO 3901は、新しい識別子の構成とそれに応じた付与方法が盛り込まれ、2019年に改訂された。国内でもこの新しい国際標準レコーディングコード方式に応じた割当て及び付与を可能にする必要があり、JISを改正する必要がある。	この改正によって、より柔軟なISRCの付与が可能となり、より広い応用に適用できるようになる。また、更なる普及が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・レコーディング番号の構成において、現行では「国名コード(2桁)」+「登録者番号(3桁)」としている部分を「接頭コード(5桁)」とし、有効な識別子の範囲を広げるよう改める。 ・ISRCの割当てに関する規定について、運用の手引としている付与及び割当てに関して、本体に新たな箇条を設け、ITシステムによる自動付与を可能とするなど、あらた新しい構成に対応したISRC付与の方法を規定する。	—	ISO 3901:2019	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 国際標準レコーディングコード	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2021年10月